（案）

札幌市「さっぽろ子育てガイド」（2027年度～2029年度版）の共同発行に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、子育て支援の制度やサービス、相談機関など札幌市の子育て支援の様々な情報を提供する「さっぽろ子育てガイド」（以下「ガイド」という。）の2027年度から2029年度版までの発行に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　甲及び乙は、官民協働の精神に基づき、協働してガイドを制作し、乙より甲に納入するものとする。甲が確認の上受領することにより、この協定に基づく各々の役務を完了する。

２　甲及び乙は、この協定書に基づき、協定の内容を誠実に履行しなければならない。

３　甲及び乙は、この協定書に基づき、毎年度６月末にガイドを発行するものとする。なおやむを得ない事情が生じた場合は、甲乙協議の上、発行時期の変更ができるものとする。

４　乙は本協定の履行に関して、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは速やかにこれに応じるものとする。

（ガイドの仕様等）

第２条　ガイドの仕様については、別添仕様書の通りとする。

２　甲又は乙の都合により仕様を変更する必要が生じたときは、甲乙協議の上、仕様の変更ができるものとする。ただし、費用等が発生する場合は帰すべき各々が負担する。なお、仕様を変更した場合は、その都度仕様書を改訂するものとする。

３　甲は、ガイド作成に係る必要な情報を乙に提供するものとする。

４　乙は、ガイドに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、ガイドを製作するものとする。

５　乙は、ガイドの発行に要する費用を負担するものとする。ただし、甲が乙に提供する情報作成費用は、甲の負担とする。

６　甲は、子育てガイドに掲載する情報や広告に対し、検査を行い承認するものとする。

７　子育てガイドの校正作業は、甲乙が協力して行い、甲の校了をもって印刷に着手するものとする。

８　仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（広告の販売及び仕様）

第３条　ガイドに掲載する広告の内容は、別紙「札幌市広告掲載要綱」および「札幌市広告掲載基準」「さっぽろ子育てガイド広告掲載条件」の内容を満たすものとする。

２　乙は、広告主を募るに当たって、協働を基本に甲の助言を受けながら、地域事業者に対し十分な説明を行い、広告の販売を行うものとする。また甲は、必要に応じ地域団体等に対し協力要請を行うものとする。

３　乙は、掲載しようとする全ての広告主について事前に甲に通知し、その承認を受けるものとする。

４　乙は、前項により承認された広告主について広告原稿を作製し、適宜甲に提出し、その承認を受けるものとする。

５　乙は、広告募集活動において、甲の市章等を使用する場合は、事前に甲の承諾を得るものとする。

（案）

６　乙は、広告主に対し、次に掲げる事項について同意を得なければならない。
（１）広告内容に関する一切の責任は乙又は広告主が負い、甲は一切の責任を負わないものとすること。
（２）第三者からガイドの広告活動に関連して被害を受けた旨の報告がなされた場合は、広告主などの責任において解決するものとし、甲は責任を負わないものとすること。

（ガイドの発行に関する責任）

第４条　甲及び乙は、ガイドの発行に関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
２　甲は、乙に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
３　乙は、広告主・広告内容に関する一切の責任を負うものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（発行の見直し等）

第５条　ガイドは、協働を基本として実施するが、社会情勢の変動や甲又は乙の責めに帰する理由により、その発行に不適切な事情が生じた場合には、甲乙協議の上、発行の全部又は一部を中止することができる。
２　前項の規定による中止のために要した事務の費用については、甲の責めに帰するものは甲が、乙の責めに帰するものは乙が負担する。

（電子書籍化）

第６条　ガイドについて、利用者の利便性の向上を推進するため、甲又は乙に関連するWEB環境を用いた電子書籍化を行うものとする。

（損害賠償）

第７条　甲及び乙は、この協定の履行に関し相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第８条　この協定の履行に関して第三者に損害を与えた場合の処理は、甲の責めに帰する事由によるものは甲が、乙の責めに帰する事由によるものは乙が、その負担と責任において一切を行うものとする。
２　前項の規定による損害により発生した損害金に関することについては、甲乙間で別途協議するものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第９条　乙は、この協定により生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任等の禁止）

第10条　乙は、この協定に基づく債務の履行について、その全部または大部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして甲の承認を得たときは、この限りでない。

（案）

（著作権の帰属）

第11条　甲が提供する行政情報等は、すべて甲に帰属し、乙が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、甲の許可を得るものとする。また、乙が制作する情報や広告は、乙に帰属し、甲が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、乙の許可を得るものとする。ただし、第６条に関連する場合は手続きを省略するものとする。

（機密の保持）

第12条　甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

（協定の期間）

第13条　協定の期間は、協定の日から令和12年３月31日までとする。

（協定の解約）

第14条　甲又は乙は、ガイドの発行年度の前年度８月末までに、相手方に書面で通知し、双方協議の上で、この協定を解約することができる。

２　甲及び乙は、甲又は乙がこの協定の履行について違反する行為があったと認めるときは催告をすることなく、この協定を解除することができるものとする。

（その他）

第15条　ガイドは、甲乙の信義誠実を基本として発行するが、この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲　札幌市中央区北１条西２丁目
　　札幌市
　　代表者　　市長　秋元　克広

乙　〇〇
　　〇〇
　　代表者　〇〇　〇〇　〇〇